

平成27年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成27年3月9日(月)

議事日程(第3号)

平成27年3月9日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

11番	深谷秀峰	議長	10番	菊池伸也	副議長
1番	諏訪一則	議員	2番	井坂孝行	議員
3番	藤田謙二	議員	4番	赤堀平二郎	議員
5番	木村郁郎	議員	6番	深谷涉	議員
8番	平山晶邦	議員	9番	益子慎哉	議員
12番	高星勝幸	議員	13番	成井小太郎	議員
14番	茅根猛	議員	15番	福地正文	議員
16番	川又照雄	議員	17番	後藤守	議員
18番	黒沢義久	議員	19番	高木将	議員
20番	宇野隆子	議員			

欠席議員

7番 鈴木二郎 議員

説明のため出席した者

大久保太一	市長	宮田達夫	副市長
中原一博	教育長	植木宏	総務部長
加瀬智明	政策企画部長	荻津一成	市民生活部長
西野千里	保健福祉部長	滑川裕	農政部長
檜村浩治	商工観光部長	生田目好美	建設部長
斎藤広美	会計管理者	井坂光利	上下水道部長
福地壽之	消防長	山崎修一	教育次長
宇野智明	秘書課長	笹川雅之	総務課長
大和田隆	監査委員		

---

事務局職員出席者

吉 成 賢 一 事 務 局 長                      榎           一 行 事 務 局 次 長  
金 子                      充 議 事 係 長

---

午前 10 時開議

○深谷秀峰議長    ご報告いたします。

ただいま出席議員は 19 名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますので、ご了承願います。7 番鈴木二郎議員、以上 1 名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

○深谷秀峰議長    本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

---

日程第 1    一般質問

○深谷秀峰議長    日程第 1，一般質問を行います。

6 日に引き続き、通告順に発言を許します。

9 番益子慎哉議員の発言を許します。益子慎哉議員。

〔9 番 益子慎哉議員 登壇〕

○9 番（益子慎哉議員）    おはようございます。自由民主党未来創政クラブの益子慎哉でございます。ただいま議長にお許しを得ましたので、通告に基づき質問いたします。

まず初めに、合併特例債の起債状況についてお伺いします。

昨年 12 月で本市が合併し 10 年が経過しました。合併特例債はご承知のとおり、合併促進のために設けられた制度で、合併から 10 年間新しい自治体の財源として借り入れることのできる大変有利な条件の地方債であります。新市建設計画に基づく事業のうち、特に必要と認められたものに使うことができ、事業費の 95%に充当でき、元利償還金の 70%が交付税措置されるものであります。

また、合併特例債の対象は新市建設計画に記載されたもので、合併市町村の一体性の確立のための建設事業や公共施設の統合整備事業に充当することになります。

本市の起債状況についてであります。合併特例債発行限度額は 249 億 3,340 万円だと思います。この限度額に対し、どれくらい起債されているのかお伺いいたします。

次に、事業内容についてお伺いします。

事業別、地域別にはどのように起債されたのかお伺いいたします。

次に、合併債起債地方公共団体として 5 年間、そして、その他の団体として 5 年間の合わせて計 10 年間で延長されることになりました。平成 36 年度まで起債可能になりました。本市とし

てどのように対応なさるのかお伺いいたします。

次に、新たなる地域コミュニティの組織づくりについてお伺いいたします。

少子・高齢化や人口減少などから地域活動の担い手となる人材の不足や市民の価値観、ライフスタイルの多様化などから地域内での支え合いが希薄化するなど新たな課題が生じており、今までの町会中心のコミュニティの組織だけでは対応できない状況になってきております。

このような多種にわたる地域課題や災害克服に向けて地域コミュニティにかかわるいろいろな団体や組織が情報を共有した中で連携・連帯を図ることが重要になってきました。

本市でも市民協働推進課で進めております新たなる地域コミュニティの構築はすばらしい事業であると思います。平成25年度において、町会長会、公民館関係の説明、先行地区3地区において、設立準備会を経て平成26年度に組織を立ち上げ、新たな地域コミュニティが事業活動しております。

まず、最初にモデルの3地区の現在の状況についてお伺いいたします。

次に、設立1年が経過して、モデル実施地区の課題についてお伺いします。

また、その中でモデル地区に助成して市民提案型まちづくり事業の補助金を利用した理由についてもお伺いします。

次に、市全地区での取り組みについてお伺いします。

25年度でモデル地区、26年度で全地区において設立準備、27年度には全地区において組織を立ち上げる計画だったと思いますが、現在どのような状況かお伺いします。

このような流れで進められている事業に対し、議会全体での説明がなされなかったと思います。議員間でも温度差があり、また各地域の取り組みにおいても地域差があるように思います。検証を含めて今後の取り組みについてお伺いします。

次に、教育行政についてお伺いします。

最初に全国学力学習状況調査についてお伺いします。

文部科学省は、義務教育の機会均等とその水準の維持の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることを目的とされています。

学校間の序列化や過度の競争につながるような調査結果の数値を公表しなくてもよろしいと思います。結果の分析と改善策についてお伺いします。

次に、子どもの犯罪防止についてお伺いします。

先月、川崎市の中学1年生の殺害事件が起きました。亡くなられた生徒のご冥福を心からお祈りいたします。

私は加害者、被害者の少年より、それ以上に親を含めた大人に大きな責任があるように思います。改めて地域が子どもに対して犯罪被害から守っていく社会を作っていかなければならないと思います。この事件で何度かスクールソーシャルワーカー（SSW）の役割が出てきました。学校や家庭、外部団体をつなぎながら、子どもたちの問題を解決していく教育委員会に属した組織だそうですが、内容とどのような場合に要請されるのかをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。ご丁寧なご答弁をお願いします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 合併特例債の起債状況についてのご質問にお答えをいたします。

まず、合併特例債の発行限度額に対しまして起債額の状況でございますが、平成25年度までの起債額で申しますと、発行限度額249億3,340万円に対しまして起債額は74億8,640万円でございます。率で申し上げますと、発行限度額に対しまして30%の記載額でございます。次に、これまでの事業別、地域別の起債額でございますが、道路整備事業につきましては、里野宮白羽線、大門幹線、磯部天神林線、西河内幹線、栗原小島線、この5路線で合計をいたしますと14億4,960万円でございます。地域別に申し上げますと、常陸太田地区が13億5,423万9,000円、金砂郷地区が9,536万1,000円でございます。

次に、道路整備事業以外の主な事業といたしましては、駅周辺整備事業、里美給食センター整備事業、山吹運動公園整備事業、これらによりまして合計をいたしますと43億9,330万円でございます。これらを地域別で申し上げますと、常陸太田地区35億9,916万7,000円、金砂郷地区が7,700万円、水府地区が3,733万3,000円、里美地区が6億7,980万でございます。また、その他の事業でございますが、地域別に区分できないものとして、まちづくり振興基金造成事業がございます。この起債額でございますが、16億4,350万円でございます。

続きまして、合併特例債の発行が10年間延長されますことに対する本市の考え方でございますが、議員ご発言のとおり、合併特例債は元利償還金の70%が地方交付税に算入されます大変有利な地方債でありますことから、合併特例債を活用できる事業につきましては、地方債残高を減少させるため、新規発行の起債の抑制に取り組みつつも有効活用を図ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、今後におきまして、合併特例債を活用する事業といたしましては、複合型交流拠点施設整備事業、また道路整備事業を初めとし、市の総合計画及び新市建設計画との整合性を図りながら事業の選択をしてまいりたいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

〔荻津一成市民生活部長 登壇〕

○荻津一成市民生活部長 質問項目2点目の新たなる地域コミュニティの組織づくりに関するご質問についてお答えいたします。

初めに、モデル地区として進めている地域コミュニティの現在の状況につきまして、設立に至るまでの経過を交えてお答えいたします。地域コミュニティの組織づくりに当たりましては、地域づくりに係る準備段階から設立に至る一連の流れ及び設立後の運営状況等についての検証を行うためモデル地区を設置することとし推進したところ、地域住民のご理解、ご協力のもと久米地区高倉地区、賀美地区の3地区において今年度設立運営されているところでございます。

これらの組織の設立に当たりましては、地区ごとに設立準備会が設置され、組織体制・活動内

容等に関する協議を重ね、地区住民への説明を行うなど約1年の準備期間を経て、昨年6月から7月にかけて、それぞれ設立総会が開催され、新たな地域コミュニティとして活動されているところでございます。

そして、これらの活動はそれぞれの地域の課題に応じた特色のある取り組みとなっております。モデル地区ごとに主な活動を申し上げますと、久米地区におきましては地域内住民同士のさらなる融合を目的としたふれあい祭り、高倉地区におきましては安心安全な地域づくりを目的とした総合防災訓練、賀美地区におきましては、地域住民の健康増進や住民同士の交流を目的としたグラウンドゴルフ大会など、多くの地域住民の参加のもとで開催されております。

この新たな地域コミュニティの構築の取り組みにつきましては、少子・高齢化、人口減少による担い手の不足などから、既存の町会体では地域活動を行うことが困難となっている地域事情を踏まえ、今後の地域活動を維持・継続していくためには、既存の枠を超えて住民団体等がネットワーク化を図り、お互いに連携、助け合いながら地域活動を行っていく地域活動のプラットフォーム化を図る必要性から推進するものでございます。そして、地域コミュニティの構築が、地域住民自らの手で地域の維持・振興のため活動を行う住民自治組織の基盤となるものと考えております。

このような地域コミュニティの構築の目的から、モデル実施地域における課題について申し上げますと、今年度のモデル地区での活動状況は設立初年度でもあり、設立準備段階からかかわっていた方々を中心に進められております。しかし、この活動を継続していくためには、より多くの人が無理なく分担、参加して活動にかかわる人の裾野を広げていくことが必要であると考えております。

次に、助成として市民提案型まちづくり事業の補助金を利用した理由についてのご質問にお答えいたします。

先ほどモデル地区の活動の主なものを紹介いたしましたが、これら活動の経費として市民提案型まちづくり事業補助金を活用いたしました。その理由といたしましては、市民提案型まちづくり事業の補助金につきましては、市民一体感の醸成及び地域振興を図るまちづくりに資することを目的とするまちづくり振興基金の運用益を原資としております。地域コミュニティの構築事業につきましても、地域振興、活性化のために行うものでございますので、今年度につきましてはモデル地区の設立段階でもありましたことから、予算はこの市民提案型まちづくり事業の補助金に含めて計上いたしました。

なお、来年度につきましては、設立された地域コミュニティの活動支援体制をより明確にするため、地域コミュニティ活動事業費補助金として予算計上をしているところでございます。

次に、市全地区での取り組みについてお答えいたします。

地域コミュニティ構築に係る当初の計画では、益子議員ご発言のとおり予定しておりましたが、計画の推進に当たりましては、地域の皆様のご理解、ご協力をいただきながら地域内における十分な話し合いを通して、地域の実情に合った地域コミュニティの構築を基本として進めた結果、この準備段階に時間を要したことからモデル地区の設立は今年度となっております。

なお、他の地区の状況につきましては、今年度2地区で準備会が設置されまして、設立に向けた話し合いが行われているところがございます。その他の地区につきましても十分にご理解いただきますよう丁寧な説明を行い、再度実施してまいります。

最後に、課題の検証及び今後の取り組みについてお答えいたします。

先ほどモデル地区全体の課題を申し上げましたが、ほかには現在モデル地区として活動しております3地区の役員の方々との意見や情報の交換を近日中に行う予定となっております、その中でモデル地区として持ち出し、見えてきた課題等を抽出し、その検証を行うことになっております。

さらに今後、市内に検討委員会を設置いたしまして、今後の新たな地域コミュニティ構築に係る進め方、従来の組織や団体のあり方、資金の流れなど、真に住民自治組織として運営ができるよう組織体制や資金面等の支援について検討してまいります。

○深谷秀峰議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 全国学力学習状況調査に関するご質問にお答えいたします。

全国学力学習状況調査は、その調査結果を踏まえ、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的に、平成19年度から小学校第6学年と中学校第3学年を対象学年として、国語と算数・数学の2教科で基礎・基本の力と活用力を見る問題を実施してきております。これまで全校を対象とする悉皆の方法と選ばれた学校が行う抽出の方法で行われてきており、本年度は悉皆で実施いたしました。来年度はこれまでの国語と算数・数学に理科を加え、全校を対象として行うこととしております。

本市の対応といたしましては、本調査の趣旨を理解した上で平成19年度から継続的に参加してきております。調査結果の公表につきましては、本調査は対象とする学年や実施教科が限定されていること、測定できるのは学力の一部であること、調査結果の公表は学校間の序列化や過度な競争につながることから、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表は、今後の調査においてもしないという方針でおります。

本年度の全国学力学習状況調査は、国が示した実施要綱に基づき、平成26年4月22日に市内全ての小学6年生及び中学3年生を対象に実施いたしました。

今回の調査における本市の小中学校の状況を見ますと、全てにおいて国の平均正答率を上回っており、学校間格差や個人差はあるものの、全体として学力の定着が図られており、好ましい状況にあるものと評価しております。ただ、小学校の算数について、今回、県平均を若干下回った状況にあり、課題として捉えております。

本来、本調査は各学校が教育指導の改善点を明らかにし、児童生徒一人ひとりに学習内容の確実な定着を図るために行われるものでございますので、各学校での実態把握や結果分析、対応等の検討がなされるよう指導しております。そのため、市教育委員会といたしましては、各学校に対し、児童生徒一人ひとりのつまずきに対応した補充指導等を充実させ、先生方の学習指導の改善が図られるよう、訪問指導や研修の機会を設けているところであります。さらに市全体の傾向

と指導上の改善点として、結果から見た本市の学力や学習状況のよさや課題、その解決を図るための授業改善の視点等、対応のあり方について学校に示すとともに、学力向上に向けた研修会や学校の求めに応じた訪問等を一層充実させて、各学校の取り組みを支援してまいります。

次に、子どもの犯罪被害防止に関するご質問にお答えいたします。まず、このたびの川崎市の痛ましい事件でとうとい命を絶たれた中学生、上村君に心から哀悼の意をささげます。

子どもの犯罪被害につきましては、連れ去りや刃物による殺傷、虐待、性犯罪、ネット犯罪等子どもが犯罪に巻き込まれる悲惨な事件が後を絶ちません。これらの犯罪から子どもを守るためには、地域社会が一体となった取り組みを強化するとともに、子ども自身に犯罪に巻き込まれない能力を身に付けさせ、適切に回避行動がとれるようにする教育が重要であると考えております。そのため、本市では各学校にスクールカウンセラーを派遣したり、警察や児童相談所等と連携をしたりして、これらの問題に対処しているところであります。

ご質問のスクールソーシャルワーカーについてでございますが、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有し、1年以上福祉もしくは医療の関係施設または福祉に関する行政機関において相談または市への業務に携わった経験を有する者のほか、教職経験者が多く任用されております。本県ではスクールソーシャルワーカー活用事業を平成23年度から立ち上げており、本年度、県で任用し、配置している人数は10名になります。市町村教育委員会の要請に応じて小学校及び中学校に派遣することができることとなっております。

スクールソーシャルワーカーの主な役割といたしましては、虐待、養育放棄、家庭崩壊、いじめ、学力不振、発達障害、情緒不安等、子どもが抱えている問題を解決するために、子どもが置かれた環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりするなどして、問題を抱える子どもへの支援を行うこととしております。

本市ではふだんから教育面と福祉面等の連携を強化しており、今までのところ、県のスクールソーシャルワーカーを要請する事案は起きておりませんが、子どもの問題について保護者や学校から相談があった事案や実際に起こった事案の中で、教育委員会がスクールソーシャルワーカーを要請したほうがよいと判断した場合には、これらの派遣事業等を積極的に活用してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、これらの問題は未然に防止することが大切でありますので、日ごろから保護者や地域の方々、関係機関、団体の方々との連携を密にして、子どもの行動等の変化に気づき、子どもたちが犯罪に巻き込まれないように努めてまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 益子議員。

[9番 益子慎哉議員 質問者席へ]

○9番(益子慎哉議員) ご答弁ありがとうございました。

2回目の質問をします。まず最初に、合併特例債の起債状況なんですけれども、ただいま25年度で30%、74億9,000万円ですか、これは他市と比べて、もし資料等があったら。どのような状況なんですかね。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 ただいま他市との状況について資料を持ち合わせてございませんけれども、他市と比較して高いほうではないというふうに考えてございます。

○深谷秀峰議長 益子議員。

○9番（益子慎哉議員） 次に、25年度までの道路整備事業であります。地域別で90%以上の起債が常陸太田地区であります。その他の3地区は調整の段階で過疎債を利用できるとか、そういう答弁だったと思いますが、考えを変えれば、防災とか緊急時、バイパス道路の整備などを含めて考えれば特例債も使えると思うんですが、その辺のお考えというのはどうでしょうか。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 合併特例債の使用の考え方でございますけれども、必要な事業に対しまして、有利な財源として活用していくと。それに当たりましては、新市建設計画、それから市の総合計画、こういうものに基づく事業として有利な財源として使用すべきものだというふうに考えてございます。

○深谷秀峰議長 益子議員。

○9番（益子慎哉議員） そうすると合併特例債よりは過疎債のほうが、例えば旧3町村としては有利だということですか。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 過疎債でございますけれども、同様に交付税の算入率が70%でございますけれども、このほか県の単独の事業といたしまして、この元利償還金に補助が出てまいりますので、より有利な起債だというふうに考えてございます。

○深谷秀峰議長 益子議員。

○9番（益子慎哉議員） 次に、建設のほうですか、その他のほうなんですけど、やっぱりこれも太田地区で82%と。中心地ですので、整備ですので理解できますが、その他の地区でも合併特例債を活用した事業というのをもうちょっと考えていただきたいと思います。

次に、今後の新たなる市の総合計画及び新市建設計画なんですけども、これは議案が出てますので省きます。

次に、新たなる地域コミュニティについて再質問します。

現在の取り組み状況は理解しました。また、担当の市民協働推進課の熱心な地元説明、取り組みには感謝しております。私はこの事業は今までの地域組織からどのような組織に地域コミュニティを持っていくかの明確な基本が見えないように思うんです。広域な地域公民館で、その下の団体というのをまとめていくように感じます。私が調べた先進地の取り組みでありますけども、基礎事業を、提案型事業、交付事業と2つに分けております。

その中で基礎事業というのは、修繕、指導に対する道路など、そういうふうな住民視点で見えるところの簡単な工事などはその自治会に任せるとか、例えば側溝のふたの交換とか、あとは簡単な舗装、そしてカーブミラーの修繕とか防犯灯、そういうことを基礎的な事業としてその地域コミュニティにやってもらう。そして提案型事業として、今までの祭りとか地域活性化に向かって安全安心確保の活動とか、美化活動、そういうような地域的な祭りなどを含めて提案型事業



にしております。そういう先進地があります。

その中で交付金なんですけども、大体、1事業体、そのコミュニティに対して200万円を基本に交付していて、その中から人数割とかそういうのを算出して、加算しているようなやり方です。そういう取り組みをやっているんですけども、本市の基本的な事業、ただ今までの公民館事業を延長したような形で、ただ組織だけを分けていくというような考え方なんですけども、その辺というのは今後どういうふうを考えているか質問いたします。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

○荻津一成市民生活部長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、地域コミュニティの組織づくりに当たりましては、基本的には先ほど申し上げたように、現在、町会単位でそれぞれ地域コミュニティに取り組んでおります。しかし、その町会単位で取り組んでいる中で、その町会で解決できないいろんなことが生じております。それがもっと大きな組織の中で取り組みれば解決できるということがあります。そういうことの中で、今回、市としては19地区を設定いたしまして、その大きな組織の中で、その町会体で解決できない取り組みをその大きな組織の中で取り組んでいただく、そういった趣旨がございます。

その中で、先ほど益子議員さんがおっしゃいました、その組織の中でいろんな事業を行っていく上で必要な経費というものがあると思います。現在、市は町会に対していろんな補助金、交付金等を支出しております。そういったものを、今後、町会単位でなくて、先ほど申し上げました19地区の単位の中で取り組んでいただけるような形で補助金、交付金等を予算化していく、支出していく、そういったことを将来的に考えてございますけども、現在はとりあえずその組織を作りまして、その組織の中で現在課題となっていることに取り組んでいただく。そのためにどういった資金が必要なのか、そういったことも検証しながら、随時、現在の市で行っている事業、そして組織、そういったものを見直しながら、新たなコミュニティ組織の中で取り組んでいく、こういったことを考えてございます。

そして、提案型事業につきましては、26年度につきまして、活動交付金という形で交付しましたけども、それぞれ地域全体の中でいろんな問題解決のために取り組んでいく。そういった大きな事業に取り組むために提案していただいて、それに対して補助金という形で交付していく。それが先ほど答弁の中で申し上げました主な活動という形でございます。それにつきましては今後も続けて補助していきたいと考えております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 益子議員。

○9番（益子慎哉議員） 大体はあれなんですけども、補助金の関係についてちょっと掘り下げて質問したいと思います。この事業というのはまちづくり提案型事業というので、今回3コミュニティに出しているわけなんですけども、なぜこれを出したのか、そこからなのか。私はある程度、新しい事業に対しては予算を付けるか補正でいくべきだと思うんですけども、このまちづくり提案型事業の30万というのを利用されたということについて、財政のほうでちょっとご答弁をお願いします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 今回の事業でございますけども、過渡期に当たるもので、初年度ということもありまして、先ほど市民生活部長からご説明がありましたように、初年度についてこの事業を使ったということでございます。

○深谷秀峰議長 益子議員。

○9番（益子慎哉議員） 例えば、初年度でも、役員報酬とかそんなのは発生するわけです。提案型まちづくり事業の30万では役員報酬というのは払えないと思うんですよね。事業名で、例えば役員とかの費用に使っちゃいけないという文言がありますよね、条例で。その辺に使えないから、ある地区では役員報酬というのは空欄になっているんですよ。最初からその辺というのをよく綿密に話し合って交付してもらわないと、受けるほうで結構混乱が生じると思うんですよ。その辺どのようにお考えなのか。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

○荻津一成市民生活部長 お答えいたします。今、役員報酬についてのご質問がありましたけども、これにつきましては昨年の6月から7月にかけてモデル地区の総会がございました。その中で、それぞれの組織の中で規約を作成しまして、参加していただいた方に承認をしていただきました。その規約の中に役員手当という欄がございますけども、これにつきましては、1年間通じて活動してみて、その活動内容によって役員手当というものを決める必要があるんじゃないかということで、総会では金額は明示されなかったというふうに記憶しております。そういう形での役員手当ですので、26年度の補助金の中では、当然、役員手当等についての考え方は入れてございません。

27年度になりますけども、先ほど答弁の中で運営補助金について予算化いたしましたということをお話ししましたが、その中で、その地域が課題解決のために話し合い、いろんな事業を実施していく。そのために役員の方が話し合い、そして活動していく、そういったときの手当ではございませんけども、実費弁償ですか、そういった考え方を運営補助金の中で手当てしていく、そういったことは考えてございます。しかしそれは役員の手当ではございません。あくまでも活動するための実費弁償、そういった形での支弁ということで考えてございます。

○深谷秀峰議長 益子議員。

○9番（益子慎哉議員） 大体、答弁のほうは理解できましたが、やっぱりそんなに地域自治会の役員さんなんか報酬どうのとは求めてないと思うんです。ただ、先進地に視察に行くと、かなり大きな額が出てたり、隣の那珂市さんなんかでも出てるけれど、いろいろ事情も聞きましたけども、ほかの地域でも結構出ているんです。そこまでは、地域コミュニティに今、携わっている人は求めてないと思うんですけども。1年経過した後から出るようにする、来年度その辺も考えて、費用を要するに自費分は出すというような考えだったと思うんですけど、こういうことっていうのは、1回目の答弁にありましたけど、庁内で検討委員会できちんとやるというんだけど、最初からこういうことをきちんとやってから地域に入っていくとダメなんじゃないかなと。そして議会なんかにもきちんと説明して、議会ともちゃんと認識を一緒にして取り組んでもらい

たいとこれから思います。

本当に、この事業は少子・高齢化、人口減少による担い手の不足の中で地域を作る重要なものだと思うんです。昨日も私どもの町会で、自治会で2つの町会を作っているんですけども、1つの町会がもう消滅寸前で、役員職をできないからお願いしたいというような話もありました。早い時期に、このような形で地域コミュニティという組織を強化していただくことを要望します。

次に、教育行政の全国学力学習状況調査であります。結果の分析と改善策については市民にも周知していただきたいと思っております。これは要望しておきます。

次に、スクールソーシャルワーカー、SSWについてですが、ご答弁のとおり、必要が生じた場合、躊躇なく利用できるというご答弁いただきました。また、同様にスクールカウンセラーというのが本市でも配置されておりますが、現在の利用活動とか状況をお伺いできましたらお願いします。

○深谷秀峰議長 教育長。

○中原一博教育長 スクールカウンセラーはスクールソーシャルワーカーとは違いますが、児童生徒や保護者へのカウンセリングという方法によって問題の解決を図っております。本市では県のスクールカウンセラー5名、それから市単独で3名を中学校を中心に配置しまして、全ての小中学生と教育支援センター「かわせみくらぶ」において児童生徒が悩みや不安、ストレス等について安心して相談し解決できるようにするとともに、教員や保護者に対しての対応等のアドバイスが得られるようにしております。また緊急に対応しなければならない事案につきましては、県でプールしてあります緊急スクールカウンセラー等の派遣事業も活用しているところであります。

年々、スマートフォン等の利用や規範意識、それから人間関係などさまざまな種類の相談が増えておりますことから、教育委員会といたしましては、より一層スクールカウンセラーの有効活用を図るとともに、関係機関や地域との連携を強化して児童生徒の犯罪被害の未然防止と問題の解決に努めてまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 益子議員。

○9番（益子慎哉議員） 了解しました。

先ほども教育長さんがご答弁なさったとおり、私も子どもたちの被害、犯罪の防止は家庭、学校、地域社会が、子どもたちの変化、助けを求めるSOSを早期に対応することだと思います。そのためにも、教育委員会を中心とした市全体での体制を改めて確認していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上で質問を終わりにします。

○深谷秀峰議長 市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 先ほど来の答弁等を勘案いたしまして、少し問題点を整理をさせていただきたい、こういうふうに思います。

まず、最初にお話のごさいました合併特例債の使い方でありまして、財源としてさまざまな事業をしていく上で有利な財源としては合併特例債、それよりもさらに有利なものとしては

過疎債が起債できることになっております。合併特例債を使う場合におきましては、総合計画、そのもとになっております新市建設計画に記載された事業にのみそれが使えるという状況であります。

これまで過疎債につきましても、かなり多額の起債をしてきている状況であります。要は財源の手当てはそういう大きく2本立てになっておりますけれども、それぞれの地域において必要なことをどう整備をしていくか、そのことが基本でありまして、財源の手当てについては執行部サイド、私のほうに合併特例債を使うか過疎債を使うかはお任せをいただきたい、そういうふうに思います。

それから2点目にございました地域コミュニティの醸成のために、今モデル事業として3地区で立ち上がっておりますけれども、これは先ほど来、ご議論いただきましたように、それぞれの地域において少子人口減少が進んでいる、そして高齢化が進んでいる。地域のコミュニティ、あるいは、いわゆる地域の自治活動が支えられなくなってきている。そのために小学校区単位、言い変えますと公民館単位ぐらいになりますけれども、そういう大きさの中でいかにしてこれから住みよい地域を作っていくか、そのことを目指して、そういう組織を今モデル的に立ち上げたという状況であります。

財源等につきましては、今モデル事業でやっておりますから、立ち上がった地域にはご不便をおかけしている面もあるし、またよく理解をいただいてないところもありますけれども、要はそういう組織が市内全域に立ち上がった時点におきましては、例えば今、その組織に加入をしている町会長さん、副町会長さん、あるいは公民館長、主事そしてまた社会福祉協議会とかいろんな方、それぞれ手当のある人、ない人、その差は非常に大きいものがあります。したがって、それらを整理した上で、その地域として、財源等については、特に人件費等について、これをお預けをして、その地域づくりの組織の中で、誰が、どういう、いわゆる実費弁償といいますか、そういう補償を受けるべきか、そういうことも地域の中で相談をしていくような形を将来的には取り上げていきたい、そういうふうに思っております。

そして、先ほど議員ご発言の中で、例えば道路整備の少し簡単なことは自分らでやるよと。それはそれでありかもしれませんが、住みよい地域を作るというのが最終的な目的でありますから、例えば、今、全国的に見たときに進んでいる兵庫県等にその例がありまして、今年1月末の全国的なふるさとづくり大賞というのを、これは一番上は総理大臣賞が入っておりますけれども、総務省が中心になってやっております。そういう中では、当市が今抱えている子育ての支援をどうするとか、あるいは高齢者に対する日常の支援活動、そういうこともこの地域組織の中でやっているところもあります。これは1つの例であります。

分野としては、住みよい地域を作っていくために、それぞれの地域の抱えている課題には、地域によって特徴とか差がありますから、それらに対してどう取り組んでいくのか、そういうことを1つの課題として、こういう組織を立ち上げる必要がある。そんなことで今モデル地域を立ち上げたところでありますが、今後、精いっぱい、市内全域にそういう組織を立ち上げて進めていきたい、そういうふうに思っております。

今、試行錯誤の過程でありますので、発言のとおり、もっと補助をすべきだとそういう考えももちろんあります。それらについても整理をしていきたいと思っております。

以上です。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 先ほどご答弁をいたしました内容に誤りがございますので、訂正をさせていただきます。過疎債の交付税の算入でございますけれども、先ほど70%と県補助というふうにお答えをいたしましたけれども、100%の交付税算入でございます。ただ、ソフト事業につきましては県の補助がございます。そういうことで合併特例債よりも有利な起債でございます。おわびをして訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○深谷秀峰議長 次、20番宇野隆子議員の発言を許します。宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 登壇〕

○20番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

東日本大震災、東京電力福島原発事故から4年を迎えようとしております。いまだに被災地の東北三県では24万9,000人が避難生活を余儀なくされております。安倍政権は国土強靱化計画によって全国的に大規模な公共事業を実施、経済政策アベノミクスで物価の上昇も加わり、公営住宅が計画数の10%にとどまり、住宅再建のめどもたてられない、こういう状況にあります。

原発事故の福島では、いまだに12万人もの人々が避難生活を余儀なくされております。長引く避難による福島県内の震災関連死が1,800人に上り、大震災の直接死1,603人を大きく上回る深刻な事態となっています。福島原発では漏れ出す汚染水を食いとめることもできず、事故収束どころか、海洋に流水するなど汚染が広がっております。

地方創生と言うのであれば、何よりも被災地東北地方の復興を最優先にすべきです。私はこのことを声を大にして訴えたいと思います。

安倍政権が推し進めようとしている消費税10%への増税、アベノミクス、原発の再稼働、沖縄の巨大新基地建設強行、海外で戦争する国づくりなど、どの問題も国民の多数が明確に反対しております。私はこのような国の悪政と戦い、高齢者や子どもと若者、障害を持つ方が安心して暮らせる常陸太田市を目指す立場から新年度に向けた質問を行います。

最初に、市長の施政方針について伺います。

①として、本市ではストップ少子化、若者定住を重点施策として、「子育て上手常陸太田」をキャッチフレーズに、紙おむつの購入費の助成、保育園・幼稚園の第三子以降の保育料の無料化、新婚家庭家賃助成など県内の中でも先進的に独自の取り組みが進められております。また、新年度からは子どもの医療費助成を高校卒業まで拡大するなど、少子化対策、子育て支援の施策が積極的に取り組まれております。

一方で高齢者に対してはどうかといいますと、消費税の増税やアベノミクスによる物価上昇で受け取る年金が実質的には目減りしているだけでなく、2015年度も0.5%削減されます。介護保険や医療分野においても、安倍政権のもとで社会保障の徹底した給付の抑制と利用者負担が進められております。高齢者の方々が生きがいを持って楽しく安心して暮らせる高齢者福祉事業

をこれからも進めると同時に、長生きするなら常陸太田と言われる温かい取り組みを求めたいと思います。

高齢者が気軽に外出できるように、今運行しております市民バスの無料パスの発行、敬老祝い金が現在88歳の方には1万円、99歳になると2万円、100歳になられた方には3万円、届けられておりますが、私はこの敬老祝い金支給年齢を引き下げて、例えば温泉入浴無料券、この常陸太田市には太田の湯、金砂の湯、竜っちゃん乃湯、ぬく森の湯などありますので、温泉入浴無料券の支給、また、市内でのお食事券などの支給、こうした事業を敬老者にメッセージを添えて贈るなど検討してはどうかと思いますけれども、ご見解を伺います。

2点目として、施政方針の中で市長は次のように述べられております。「本市は合併10周年を迎えたところであり、新年度は国が進める地方創生と同調しながら、新たなまちづくりへの一歩を踏み出す重要な都市であると考えております」。さらに続きますが、「国では少子化、人口減少、地域経済活性化といった地方が抱える課題にさまざまなアイデアをもって対処していく自治体を積極的に支援していくとの方針が示されております。真に地方が元気になるためには国任せの体質を改善し、これまで以上に地方自らが責任を持ち、自らの意思で行動していくことが必要になると考えております」、このように述べられております。

地方創生によって、地方が活気づいて地方振興につながるのか、一層地方の衰退を招くのか、見きわめが求められていると思います。私は、安倍政権の地方創生を掲げる成長戦略で地方の生活と生産の基盤が壊れるのではないかと考えております。その1つは、成長戦略は経済成長最優先であり、社会保障の充実という視点が全くありません。地方で安心した暮らしが保障されないという問題です。

高齢者が受け取る年金が、アベノミクスや消費税の増税による目減りに加えて、2013年には老齢年金、障害年金、遺族年金給付の削減、14年4月には、またまた削減、そして本年度も4月から削減される。生活保護の引き下げや介護保険での介護報酬の削減、医療費負担の増大など、地方で安心して暮らしていきける生活基盤が壊れることです。

2つ目には、日本の99%を占める中小企業、零細企業をアベノミクスが直撃し、昨年4月の消費税増税が追い打ちをかけております。さらに消費税の10%への引き上げで苦境に立たされ、地方経済は衰退を起こすことが必至です。

さらに、TPPに参加すれば、常陸太田市は農業を基幹産業としておりますが、農業だけでなく、金融、医療、雇用などあらゆる分野でダメージを受け、特に地域経済への影響は深刻です。このように地方創生は政策の整合性に欠け、矛盾に満ちております。市町村合併同様に地方創生も一層の財政悪化も懸念されます。

2015年度中に地方総合戦略を策定していくことになっておりますが、政府に依存せず、自らの意思で市民のために行政を行う必要があると思いますが、市長のご所見を伺います。

3点目に、所得の低い人ほど負担率が高くなる消費税の増税、消費抑制と格差を広げるだけです。2017年度から税率10%への引き上げ中止を市長が国に求めていくことを求めますが、ご所見を伺います。

2番目に、東海第二原発について伺います。

1点目は県の最終避難計画案についての見解と本市の具体化について伺います。

東海第二原発の事故に備えた広域避難計画策定で、茨城県が2月6日、計画の最終案を県地方防災計画改定委員会原子力災害対策検討部会に示しました。この広域避難計画は、30キロメートル圏内に義務づけられた市町村の避難計画策定のガイドラインとなるものですが、改めて示された当市の避難先が太子町、県内となっております。しかし県内の避難先市町村は協議調整中とのことです。避難経路も地震などの複合的な被害が想定されていないなど実効性が乏しい内容になっています。

県の計画案に対するご見解と本市の具体化について伺います。

2点目は廃炉について伺います。

私はこれまで30キロメートル圏内に100万人近い住民が住んでおり、計画を作っても安全に避難することは全く不可能であり、廃炉にすることこそが最大の原子力防災であること、私が昨年行った市民アンケートでも500人を超える回答がありましたが、このうちの70%の市民の方が、東海第二原発の再稼働反対、廃炉を望んでいること、東海第二原発が電力を供給している東京電力管内において電力不足は生じていないこと、日本原電の使命は福島原発汚染水対策への援助や原発廃炉技術の研究にこそあることなどを挙げて、5万人以上の常陸太田市民の命を守るために再稼働は認めない、廃炉を求める立場で、ぜひ市長にはリーダーシップを発揮してほしいと思いますけれども、市長のご所見を伺います。

3番目に、防災対策と自治体の役割について地域コミュニティとの連携・協働について伺います。阪神・淡路大震災から20年、東日本大震災、福島原発事故から丸4年となる今、これらの災害の教訓を踏まえ、災害に強い社会、地域づくりを進めることは、全ての人々の願いとなっております。今日、地球的な気候変動の進行が指摘されている中で、豪雨、豪雪、台風等の大型化、地震や火山の巨大化、頻発化などが懸念されております。安倍政権のもとで進められている原発再稼働や、無秩序な都市開発も新たな災害危険性を高めることにつながります。

他方で、少子・高齢化や過疎化、農業、中小企業など地域産業の衰退、貧困化、そして行政予算の削減などのもと、地域の防災力の低下が懸念されております。このようなもとで災害に強い地域づくりは重要な課題であり、財政面や制度整備面での国の責任とともに、自治体の役割が重要です。防災対策は災害発生後の応急対策から未然防止対策への転換が重要です。地域防災力は地域社会それぞれが抱える防災課題に、自治体、地域住民の双方が取り組むことによって強化されると言われております。

そこで1点目は地域ごとの災害危険の実情、想定される災害の様相の情報提供について伺います。

災害危険情報として各種のハザードマップが作られております。ハザードマップは確かに地図上に危険エリアが表示されておりますが、何をしたら効果的なのかを考える手がかりがないというのが現状だと思います。自治体としては、少なくとも町内単位で災害危険の実情、それによって想定される災害発生の様相を調査・整理して住民に提供することが重要だと思いますが、ご所

見を伺います。

2点目はコミュニティの自主的な防災学習、点検活動の支援についてです。

現在、防災分野における自治体と町内会、自治会との関係は、年に一、二回の防災訓練や出前講座の開催、あるいは自主防災組織への支援、防災備品等の支援、そして広報紙やパンフなどによる防災知識、身の回りの備えの普及などが実施されております。それに加え、地域として地形や地質・基盤などの自然条件、地区の人口、年齢構成また地域を構成する道路、公共施設、住宅の状況、ライフラインなど地域社会の実情や災害危険との関係、さらに過去の災害被害を地域住民と一緒に学習すること、これが基本になると思います。その上で自分の住んでいる地区内を実際に巡回して学習した町並みの実情を確認して、地区内における危険箇所、安全な場所などを点検する活動が重要です。

こうした地域活動に町内会や自治会が積極的に取り組めるように自治体として資料の提供、公費による専門化の派遣や紹介などを支援することも重要だと思っておりますが、ご見解を伺います。

3点目は、防災まちづくり活動への枠組みの整備について伺います。

自治体は、地域社会の防災力を強化する上で、自治体と住民組織が連携して共同して防災まちづくりを継続的に推進するために、防災まちづくりの枠組みを、独自の制度を整備することが重要だと思っておりますけれども、この点についてもご見解を伺います。

4番目に、介護保険について伺います。

最初に介護保険料について、①介護給付費準備基金の取り崩しと一般会計からの繰り入れで値上げを抑制することについて伺います。

本市は新年度4月から始まる第6期介護保険計画で第一号被保険者、65歳以上の方ですけれども、この介護保険料を現在の基準月額4,240円から640円アップの4,880円、値上げ率15.1%となりますけれども、これは2月の全員協議会の中で説明されました。暫定的で、議会最終日に保険料が提案されると、このように伺っております。今でも介護保険料の負担が大変重く困っているときに、今以上引き上げられることになれば高齢者の生活は一層脅かされます。

介護給付費準備基金、支払準備基金ですけれども、この活用や一般会計からの繰り入れで保険料の値上げを抑制すべきではないかと私はこれまで求めてきましたけれども、この支払い準備基金からの取り崩しと一般会計からの繰り入れは、どのような考え方のもとで保険料の抑制に反映されたのか伺います。

次に、介護保険改定について伺います。4点あります。

厚生労働省が2月6日介護保険制度で介護サービス提供事業者を支払う介護報酬の4月からの改定額を決定しました。介護報酬は3年に一度改訂されておりますが、今回は報酬全体で2.27%引き下げられました。これは2回連続の実質マイナス改定です。今回は介護従事者の処遇改善の特別な加算を含んでいるため、その上乘せ分を除けば4.4%と、文字どおり過去最大規模の引き下げとなります。

特別養護老人ホームやデイサービスなどへの報酬を大幅に引き下げるなど安心できる介護の充実を求める国民の声に逆行する内容です。介護現場からは利用者にも従事者にも事業者にも大き



な損失をもたらすと批判の声が上がっております。軽度者を切り捨てる介護改悪、報酬削減は早期発見・治療が必要な認知症の対策にも完全に逆行するものです。

1点目として、4月からの介護報酬引き下げの影響と介護従事者の処遇改善について伺います。

現在、介護現場の人材不足が深刻なのは低過ぎる賃金、高齢者の尊厳を大切にしたいと初心を生かせない労働環境など、労働条件が劣悪だからです。この問題を放置しては、幾ら人材不足でも、介護が雇用を生み出す場にはなりません。介護従事者の労働条件の改善は介護を利用している人の生活と人権を守るためにも、極めて重要で正当な社会的評価を受けて働けるようにすることが必要です。4月からの介護報酬引き下げが介護現場の低賃金と慢性的な人手不足を加速させることにならないか、その影響が懸念されますが、ご見解を伺います。

②として要支援1，要支援2サービスの地域支援事業への移行見直しについて伺います。

③にはNPO，ボランティア及び専門職などの人材育成，人材確保について伺います。

多様なサービス確保について見通しが見つからない理由として、NPO，ボランティアの育成には時間が必要です。専門職の人材確保が難しいといった意見が自治体からも寄せられているそうです。本市の人材育成，人材確保の取り組みについて伺います。

4点目に、認知症の介護保険制度改定に伴う影響と課題，市の対策について伺います。

厚労省は今後の目指すべきケアは、危険の発生を防ぐ早期事前的な対応に基本を置くとして、一步前進する対策を講じようと「介護保険法」の地域支援事業に位置づけて、認知症初期集中支援チームの設置や認知症地区推進員の設置を挙げております。

本市でも第6期高齢者福祉計画で認知症施策の推進の事業として、認知症に対する知識の普及・啓発，認知症家族介護者支援，訪問介護サービスによる在宅サービス，在宅サポートの推進体制の構築を挙げておりますけれども、介護保険料の地域支援事業として具体的にはどのように推進していくのか、また、認知症の予防・早期発見・診断・対応を進めるために医療機関の知見の活用も課題だと思えます。認知症の介護保険制度改定に伴う影響と課題，市の対策について、ご見解を伺います。

5番目に、就学援助制度について伺います。

1点目として、「子どもの貧困対策法」について、「子どもの貧困対策法」における教育の支援についての認識について伺います。

親の低収入や失業，離婚，死去などによる経済状態の悪化などがもたらす子どもの貧困をどう解決していくのか。子どもの約6人に1人，貧困率16.3%と過去最悪を記録する，日本社会が突きつけられている深刻な大問題です。

昨年，国会において全会一致で成立した「子どもの貧困対策法」は，事態打開の第一歩となるものです。貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備などのため，教育，生活，経済的支援などの施策づくりを国や地方自治体の責務としております。

教育の支援では重点施策の1つとして就労支援の充実が挙げられておりますが、「子どもの貧困対策法」における教育の支援についてのご認識についてご所見を伺います。

2点目に就学援助制度の利用・充実について伺います。

1点目は2015年度の新年度の認定基準についてです。4月に3回目となる保護基準引き下げが実施されます。これに伴って就学援助受給世帯への影響が生じるのか、本市の2015年度の認定基準について伺います。

2点目は、眼鏡購入費、卒業アルバム代、PTA会費への補助対象品目の充実、そして入学準備金の増額について伺います。

眼鏡購入費への補助についてはこれまでも取り上げてまいりました。平成25年3月1日現在、眼鏡に関する状況調査では、小学校では就学援助児童のうち視力0.6以下の眼鏡を必要としている児童が23名いるわけですが、そのうちの10人、43.5%が眼鏡をかけてない、買えないということです。中学校では生徒32人のうち5人、16%がかけていないという結果でした。

これは、まず眼鏡が買えない、一度買っても学校を卒業するまで使えるものでもなく、何度か買い換えなければならないということもあるということを指摘して、眼鏡購入費への補助を求めたのに対して、眼鏡は個別的なものであり、共通の費用ではないので支援の対象外と、このような答弁でした。

眼鏡は就学上、どうしても必要なものであり、全国でも急速に補助する自治体が増えております。医療費の一部として補助している自治体もあります。1つは、この眼鏡購入費の助成について伺います。

もう一つは卒業アルバムです。修学旅行などの大切な思い出でもあり、修学旅行費と同様に卒業アルバム代も補助対象品目として求めたいと思います。PTA会費も同様です。

また、本市では小学校・中学校の入学準備金も補助しております。小学校で2万470円、中学校で2万3,550円となっております。消費税もアップされて、大変物価も上がっている中で、私は入学準備金の増額を求めたいと思いますが、ご所見を伺います。

最後、6番目ですけれども、小中学校の環境整備について、小中学校のエアコン設置について伺います。

最近の猛暑は異常であり、学習に集中できる環境を作ることや子どもたちの健康を守る上からもエアコン設置を求めてまいりました。2013年度の答弁では、夏の市内の小中学校の気温の状況は6、7、9月の各学校の職員室前の廊下で午前中に測定した結果、小中学校25校で最も高い気温が6月で32度、7月で34度、9月で33度、各学校の各月の最高気温の平均が6月は26.6度、7月は29.0度、9月は30.3度となっている。現在、学校施設の耐震化を優先的に実施していくということで、普通教室への空調設備の整備は気温の上昇状況を見ながら今後の研究課題だと、このような答弁でした。さきの答弁の中でのデータは職員室の前の廊下であり、しかも午前中に測定しております。子どもたちのいる教室、これはもっと高いことが考えられます。

また、子どもを甘やかしたり、体を鍛えられないと、こうした意見も私がエアコン問題を取り上げたときにも耳にいたしましたけれども、私はそうしたときに、体を鍛えるなら教室での学習時ではなく、体育、スポーツクラブ、遊びや家の手伝いなどで十分体力を付けることができる、このような話をしてきました。

茨城県の学校のエアコン設置率は、小中学校普通教室で現在23.5%となっておりまして、これは関東一都六県の中ではいずれも最下位となっております。その中でも既に10年近くになりますけれども、牛久市では小中学校に設置され、また新年度からは取手市が小学校全校に設置し、来年度、中学校の設置を計画している。また、隣の太子町でも小中学校に設置することが決まり、春休みに設置工事をするということになっております。

文部科学省は、望ましい教室の温度は夏で25度から28度として、エアコン設置費用の3分の1を補助しております。学校施設の耐震化がようやく終了したわけですから、財政調整基金なども活用して、整備計画を立てて、小中学校へのエアコン設置、このことを強く求めますけれども、ご所見を伺います。

以上で1回目の質問とします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 何点かご質問をいただきましたが、その中でまず初めに、高齢者などに対します福祉施策をもっと充実をさせてはというご質問でございます。基本的に高齢者の福祉政策につきましては、第6期の高齢者福祉計画を基本として推進を図ってまいります。

その他の高齢者施策といたしましては、これまでも人間ドックや脳ドック、あるいは肺炎球菌予防接種に対する助成等々を行ってまいりました。それ以外に、いわゆる福祉バス等の運行、さらには乗合タクシー等の運行、これは高齢者の皆さんの利用率が極めて高い事業でありますけれども、それ以外の市民バス等々も含めて行ってきたところであります。また、高齢者の方が住みなれた自宅で生活をしていく上で、一番困りますのが日常の生活物資の買い物等でございます。これらにつきましては、今、社会福祉協議会が実行しております買い物支援のボランティア活動等々も普及が進んでまいりましたところですので。あわせて民間の商店等においても移動販売事業等が今積極的に行われるような状況になってまいりました。

しかし、生活をしていく上で、いわゆる、ごみの処理についてはどうかという観点から見ますと、ごみの集積場へのごみ搬出が困難な高齢者の方も増えてきているところであります。先般、町会長さんの代表の方といろいろ話し合いをさせていただきまして、今後これらにつきましても手を打っていく必要があるということから、地域で協力支援する集積場へのごみ出し等についても仕組みを作っていく必要があるというふうに考えているところであります。

さらに、今議会の補正予算についてであります。地域住民生活等緊急支援のための交付金事業というのがございまして、この中で、臨時的なものとなりますけれども、高齢者が購入した場合にプレミアムが一般よりも多くなる、そういうプレミアムの商品券の発行を予定しているところでございます。

次に、施政方針の中の地方創生に対する市長の考え方というお尋ねがございました。

本格的な人口減少社会が到来する中で、地方を取り巻く状況につきましては、近年一部において地方への回帰現象、あるいは若者の地元思考があらわれてはおりますものの、長期にわたる都市部への人口移動に加えまして、少子化による人口減少が進んでおりまして、大変厳しい状況に

ございます。

こうした地方の現状を踏まえまして、国において地方創生の取り組みが進められておりまして、国が策定した今後5カ年の総合戦略によりますと、地方に若者の安定した雇用を確保し、地方の人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中の流れをとめることを目指しているところでございます。特に若い世代が安心して働き、安心して結婚し、出産、子育てができるよう、切れ目のない支援や企業の地方移転の促進など、地方の活性化対策に早急に取り組むこととされておりました、これらを勘案して、地域における人口動向の分析、将来展望を示す地方人口ビジョンと、それをもとに今後5カ年の目標施策の基本的方向性、あるいは具体的施策を提示する地方版総合戦略を策定していくこととなっているところでございます。

今年は地方創生に向けた取り組みが本格化する年になりますが、大切なことは、あくまでも地方が自ら考え、責任を持って行動していくことでありまして、それぞれの地域の特性に即した地域課題の解決、あるいは活性化に自発的に取り組んでいく必要があると考えております。もちろん、それぞれの地方の総合戦略に対して、それをよしとするものについては国の支援があることは事実でございます。国におきましても、少子化や人口減少、地域経済活性化といった地方の諸課題に意欲的に取り組む自治体に対して積極的に支援をしていくことが示されております。今般の地方創生に向けた取り組みは国と地方が連携協力することでなし遂げられるものでありまして、市といったしましても、若者が将来にわたって夢や希望を持てる地方の創生に向けて総力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、消費税率の引き上げについてのご質問がございました。

消費税率の引き上げにつきましては、市民生活にさらなる負担を生じ、家計に影響を与えるものであります。しかし、少子・高齢化社会を迎え、消費税率を段階的に引き上げることにつきましては、将来的な社会保障の維持と安定充実を図るためのものでありまして、加えて世代間の公平性を考慮いたしますと、今回、経済状況を勘案し、10%への改正は見送られましたけれども、いずれは必要な措置であると考えているところであります。

次に、東海第二原発についての避難計画等々についてのご質問にお答えを申し上げます。

現在、県から示されております避難計画案につきましては、今月開催されます県の防災会議において決定し、課題につきまして引き続き検討を行い、順次修正を行っていくものとなっております。県計画におきまして課題として残されました、県外避難先の調整や複合災害への対応などにつきましては、避難への安全性や実効性の向上を図っていくために早期の修正を求めてまいりたいと考えておりますが、県計画が決定されますれば、その計画に基づき整合性を図りながら課題の抽出、検討を行いますとともに、本市の避難先となります太子町や福島県の市町村との協議調整を進めまして、市計画の策定をしまいたいというふうに考えております。

2点目の東海第二原発の廃炉についてでございますが、広域避難計画につきましては、発電所の稼働のいかんを問わず、その策定が求められているところでございます。また、発電所の再稼働や廃炉の判断につきましては、施設の安全対策としての新規制基準適合の審査や原子力所在地首長懇談会において覚書を締結をし、要求をしておりますけれども、安全協定の見直しなどの課

題が残っておりますことから、今はこれを判断する時点ではないというふうに思っております、これらを完了した時点において判断をしてみたいというふうに考えております。

なお、現時点で、当然のことながら、再稼働について同意をするものではございません。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 防災対策と自治体の役割についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の地域ごとの災害危険の実情と想定される災害の様相の情報提供についてでございますが、災害に対しまして減災をしていくためには行政の対応だけでは限界がありますことから、自助、共助の促進といたしまして、自主防災組織の設立、活動をお願いをいたしまして、現在100%の組織率となっているところでございます。

このような中で、市といたしましては、ハザードマップを作成・配布を行いまして、洪水や土砂災害に関する情報のほか、過去の災害状況などにつきましても聞き取りを行いまして、マップへ反映させ、情報の提供を行っておるところでございます。さらに、マップ作成後に発生をいたしました災害につきましては、その状況などのデータを収集いたしまして、これらの情報を提供をしてみたいと考えておるところでございます。また、自主防災組織の活動といたしまして、地域内の危険箇所などを把握しながら、防災マップを作成することを推奨いたしておりますので、ハザードマップや今後配布をまいります活動マニュアルを参考にいただき、マップ作成などの活動に活用していただければと考えているところでございます。

2点目のコミュニティの自主的な防災学習点検活動の支援についてでございますが、これまで専門的な知識を有します講師を招いてのリーダー講習会の実施や、自主防災会などが主催をいたします研修会におきまして、依頼によりまして職員が出前講座などを行ってきているところでございます。今後におきましても、防災訓練などを含め、自主防災会の活動に対しまして要望に応じ支援を行ってまいりますとともに、知識の普及・形成に努めてまいります。

なお、地域内の点検につきましては、防災マップの作成を推奨いたしているところでございます。この中におきましては、学習、点検について職員のほか、専門的な者の派遣などについて、要望に基づきまして、県などの協力を得ながら紹介等をして、支援を図ってみたいと考えておるところでございます。

3点目の防災まちづくり活動への枠組み整備についてでございますが、市の公共インフラ等の整備につきましては、災害に強いまちづくりとして、市の総合計画におきまして推奨しているところでございます。また災害時の対応におきまして重要な施設につきましては、災害を考慮しながら市の機構が維持できますように整備に努めてまいります。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 介護保険料についてのご質問で、介護給付費準備基金の取り崩しと一般会計からの繰り入れで値上げを抑制することについてのご質問にお答えをいたします。

まず、第6期の高齢者福祉計画における第一号被保険者の介護保険料につきましては、国が示す介護報酬改定率の見直しのおくれなどにより、その算定作業がおくれておりましたが、今議会の最終日に、追加議案といたしまして、介護保険料改定に係る介護保険条例の一部改正の議案を提案させていただくことといたしておりますので、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

この介護保険料改定に当たりましては、介護保険支払準備基金の今年度末残高予定額の70%に当たります3億円を取り崩すこととし、保険料の上昇の抑制を図ることといたしました。これによりまして、第5期の保険料の月額4,240円に対しまして、第6期は月額4,810円となりまして、これらを比較いたしますと、上昇率は約13%、額にいたしますと570円の増にとどまったことになりまして、県平均を大きく下回り、県内保険者の中でも低額にとどまることのできたものと考えております。

また、一般会計からの繰り入れにより介護保険料の上昇を抑制することについてでございますが、「介護保険法」の中で、介護保険の費用負担につきましては、65歳以上の第一号被保険者の保険料が、平成27年度は22%、市町村負担12.5%といったように、それぞれの負担割合が定められておまして、これを超えての一般会計からの繰り入れは行わないよう、国県から厳しく指導されております。

また、一般会計の予算は、高齢者だけでなく、赤ちゃんから大人まで広く全市民のための予算でして、一般会計から決められた率以上の繰り入れを行うことにつきましては、高齢者へは手厚い配慮ということが言えますが、一方ではその分、若い人たちに対する施策を縮小させることにつながりかねませんので、他自治体同様、本市におきましても行わない考えでございます。

そのような考え方に基きまして第6期の介護保険料を算定いたしました。今後、さらなる高齢化の進展等に伴いまして、介護費用の増加や保険料負担水準の上昇が避けられない状況にありますので、持続可能な介護保険制度を構築することによりまして、高齢者が安心して暮らし続けられるような社会の実現を図るために、ご理解をいただきたいと考えております。

続きまして、4月からの介護報酬引き下げの影響と介護従事者の処遇改善についてのご質問にお答えをいたします。

介護報酬は3年に一度見直しが行われ、今回の改定では基本報酬であるサービス利用単価が4.48%の引き下げになりました。

その一方で、介護職員処遇改善加算が1.65%の引き上げとなり、また認知症や中重度の介護者に対するケアを行う事業所に対しましては0.56%引き上げられたことによりまして、報酬全体といたしましては2.27%のマイナス改定となりました。一方、介護従事者の処遇改善につきましては、介護職員処遇改善加算が、先ほど申し上げましたように1.65%引き上げられることによりまして、国では月額1万2,000円程度の賃金の引き上げがなされるものと想定しておりますので、一定の改善が図られるものと考えております。介護報酬の引き下げによりまして影響でございますが、介護給付費の縮減や利用者負担の軽減につながるものと考えております。

また、サービスの低下が懸念されるのではということでございますが、市が指導監督の権限を有しておりますグループホームなどの地域密着型サービス事業者に対しましては、これまでも適

切なサービスが提供されているか否か、定期的に実地指導を行っておりまして、引き続きそうしたチェック機能を果たすことで、サービスの質の低下につながらないように留意してまいります。また、県が指導監督する市内の事業所等につきましても、必要に応じて県と連携を図りながらサービスの質の確保に努めてまいります。

続きまして、要支援1・2サービスの地域支援事業への見直しについてのご質問にお答えをいたします。

地域支援事業の介護予防日常生活支援総合事業の実施時期につきましては、今回の介護保険制度改正におきましては平成27年4月からとされているところでございますが、サービス事業所等、関係機関との協議・調整など一定の準備期間が必要でありますので、その実施を平成29年4月まで猶予されてございます。

本市といたしましては、事業開始に向けまして新たな生活支援サービスの担い手となるNPOやボランティアなどの地域資源の把握や発掘、新たなサービス内容の検討など、今後、猶予期間を活用いたしまして、準備作業を進めていかなければなりませんので、平成29年度までに円滑に移行できるよう進めてまいりたいと存じます。

続きまして、NPOボランティアの育成及び専門職の人材確保についてのご質問にお答えをいたします。

介護予防日常生活支援総合事業につきましては、既存の介護事業所によるサービスの提供に加えまして、NPOやボランティアなどの地域の多様な主体による生活支援サービスの提供が必要となってまいりますので、既存の団体等も視野に入れながら、ボランティア等の養成、発掘に努めてまいります。なお、NPOやボランティアによるサービスにつきましては、介護専門職を必要としない生活支援サービスを提供していくこととなります。

続きまして、認知症の介護保険制度改定に伴う影響と課題、市の対応についてお答えをいたします。

今議会の赤堀議員、井坂議員の一般質問でもお答え申し上げましたが、「介護保険法」の改正によりまして、平成30年度までに認知症初期集中支援チームの設置及び認知症地域支援推進員の配置を行うこととなります。これらの支援体制を整備する上での課題につきましては、従事する人材、職員の確保が挙げられます。

医師や保健師、看護師等が従事することになりますが、それぞれ単にそれらの資格を有するだけではなく、臨床経験年数や国の定める研修を修了し、県試験に合格した者であることなど資格の要件が求められておりますので、医師会あるいは地域包括支援センター等と連携を図りながら人材の確保に努め、支援体制の整備を図ってまいります。

○深谷秀峰議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 就学援助制度についてのご質問のうち、まず「子どもの貧困対策法」における教育の支援の認識についてのご質問にお答えいたします。

「子どもの貧困対策法」は、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現

を目指して、国を挙げて子どもの貧困対策を切れ目なく講じていくことを目的とするもので、経済的な格差が広がりつつある今の社会において、大変に意義深いものと考えております。

法律の中で、教育支援として、国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な対策を講ずると規定されており、市としましてはこれまで同様、着実にその責務を果たしていきたいと考えております。

市ではこれまでも、子どもが安心して学校生活を送れるよう、保護者の負担軽減を図るための就学援助や市奨学資金貸与制度などの経済的支援を実施しているところでございます。また、児童生徒の家庭環境により学習成果が影響を受けることがないよう、チームティーチングのための教師を配置したり、学びの広場などを実施することにより、きめ細かな学習指導をしたり、また、学校生活不適応の児童生徒に対してはスクールカウンセラーの支援を行うなどの対策を実施してきております。市としましては引き続き就学の援助、学資の援助、学習の支援等の教育支援の責務を着実に果たすとともに、その充実を図り、就学支援の必要な児童生徒が健やかに成長できる環境の整備を推進してまいりたいと考えております。

次に、就学援助制度の利用充実についてのご質問にお答えいたします。

初めに2015年度の認定基準についてでございますが、まず要保護は、「生活保護法」による保護世帯であることが認定の基準となります。準保護は、市民税が非課税であることや、市民税個人の事業税、固定資産税、国民年金保険料が減免されていることなど8つの基準のほか、保護者が病気療養中で働けないなど、あるいは両親とも働いているものの収入が少ないなど生活が困難な状態にある世帯について、一定の基準を設け認定の対象としております。

生活が困難な状態にある世帯につきましては、その世帯の収入が生活保護基準額の1.5倍以内であることを基準に、準要保護に認定することとしております。

平成25年8月に国は、生活保護適正化の観点から生活保護基準額の引き下げを行っておりますが、生活が困難な状態にある世帯の判定に当たって、その引き下げられた基準を適用しますと、これまで就学援助を受けていた世帯が支給対象から外れることがあるため、本市においては「生活保護法」改正前の生活保護基準額の算定方法を適用し、準要保護認定に影響が及ばないよう配慮していく考えでおります。

次に、眼鏡、アルバム代、PTA会費の品目の拡充と入学時の援助費の増額についてお答えいたします。

現在、市では就学援助費として、学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、給食費、医療費を援助しております。眼鏡の購入費及びアルバム代を補助対象に入れることにつきましては、眼鏡は生活上必要ではありますが、個別なものであり、卒業アルバムつきましても個人的なものであるため、平成24年4月から、中学生以下の子どもがいる世帯に対しまして、新しい児童手当制度により児童手当が毎月支給されており、児童手当を利用するなどして保護者負担にさせていただきたいと考えております。なお、PTA会費につきましては、関係機関、部課との調整を図りながら、今後検討してまいりたいと考えております。

また、進学時児童生徒学用品費でございますが、現在市では国の要保護児童生徒援助費補助金



の単価を基準に、小学校入学時に1人当たり2万470円、中学校進学時に同じく1人当たり2万3,550円を支給しております。新入学児童生徒学用品費は国の基準に沿って支給しているため、現行どおりとさせていただきます。

次に、小中学校の環境整備について、エアコン設置についてのご質問にお答えいたします。

これまで夏の猛暑対策といたしましては、環境省から出されております熱中症予防マニュアル等を活用し、適切な換気や児童生徒の健康観察の徹底、小まめな水分補給、ミストシャワーの設置などの工夫を講じてきているところであります。

普通教室へのエアコン整備につきましては、近年の地球温暖化による気温の上昇や学習面、健康面、財政コスト等への影響を勘案しながら、慎重に検討していくことが必要であると考えております。学校の教育環境整備につきましては、本年度で耐震工事が完了し、今後は老朽化した校舎の大規模改修の施設の整備を予定しておりますが、普通教室へのエアコン整備につきましては、平成27年度に設置を予定しております常陸太田市学校施設検討協議会において、小中学校の適正規模の検討とあわせて、エアコンの整備についても検討してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

〔20番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○20番（宇野隆子議員） 2回目の質問を準備してきたわけですがけれども、持ち時間が残すところ2分ということでもありますけれども、続けたいと思います。

市長の施政方針の中で、私は地方創生の問題を取り上げまして、同調していくと、その中でのまちづくりというようなことが述べられました。私は、その点で地方創生にはどういう問題が含まれているのかということをお述べさせていただきました。

今、地方も、そして国民の暮らし、市民の暮らしも大変疲弊している。それは何が要因なのかといいますと、先ほど言いました消費税増税、TPP推進、あるいは社会保障費の削減、こうしたものが挙げられるわけで、そういう要因を国が取り除かないで、それはそのままに進めながら、地方が元気を出すために地方創生だ、地方創生だと言っておりますけれども、やはり常陸太田市では何が本当市民のために、また市政の活性化のために必要なのか、よく見きわめて進めてほしいと思いますが、市長のご答弁お願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○深谷秀峰議長 市長。

○大久保太一市長 地方創生に関しては、私は国の施策にのっとって大いに積極的に進めるべきだと思います。そうじゃないだろうという宇野議員さんのご意見の中に、消費税増税の課題が入っておりますけれども、消費税増税につきましては、ご案内のとおり、これからの社会保障制度をどうしていくんだと。その財源が枯渇をしてくている、したがって年金等についても引き下げの方向である。それらがひとつありますこと、加えて国の借金といいますか、国債の残高がすごい状況に今なってきている。それらを考えましたときに、消費税増税はその借金を肩がわりにするわけではありませんけれども、社会保障制度は継続・持続していくべきだという観点から、増税はやむなしというふうな判断をしております。

なお、申し添えますけれども、先般、総務省に参りまして、当市が毎年行っております特別交付税を要望してきました。その中で何がその特別な事由に当たるのかということで、これまでやってまいりました少子化人口減少対策、あるいは地域の活性化等々についてご説明を申し上げましたところ、局長クラスからは、まさに地方創生の先取りの事業をやっているように理解できますねと、そんなお話をいただいております、何とか少しでも元気ができるような市政運営ということで、地方創生に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

---

○深谷秀峰議長 以上で一般質問を終結いたします。

以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は明日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時55分散会